

# 徳島県情報公開審査会答申第90号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成20年11月27日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「出島野鳥公園に係る電気・水道メーター確認した復命及び出張命令書報告書含む（過去5年間）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成20年12月11日、実施機関は、本件請求に対して、次の2件の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 平成19年度分については電気・水道使用量等の確認を行っていることから、「平成20年6月1日付け旅行命令簿兼旅費請求書」を対象公文書として特定し、公文書公開決定処分を行った。
- (2) 平成15年度分から平成18年度分までについては、確認を行っていないことから、公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 異議申立て

平成20年12月15日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成21年1月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 出島野鳥公園（以下「本件施設」という。）指定管理契約に関して、電気・水道料金の詳細書を求めたら、県職員が確認していると回答し、本件請求をするに当たっては、件名を特定する際に確認している。

異議申立人は、「(過去5年間)」と勝手に書いたものではなく、実施機関の担当者から、「自分が毎月確認しに行っている。」と聞いたから書いたのである。

本件請求に関する事実が無いとする県の決定はおかしい。

- (2) 公共料金である電気・水道料金の請求書及び領収書は有って当たり前であり、本件施設についても指定管理者のために作成されているはずである。実施機関は、指定管理者からその提出を求めていると主張するが、それはおかしい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

本件施設に関しては、平成20年度の指定管理更新業務の参考として、指定管理者から平成19年度電気・水道使用量等の確認を行うため、平成20年6月1日に現地に出張した事実はある。

しかし、それを除いては、過去5年間において、電気・水道メーターの確認のために現地に行った事実はなく、これに係る復命書、出張命令書、報告書その他これらに類する公文書は何ら作成していない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関と指定管理者との間に締結されている、本件施設の管理運営に関する基本協定書第10条において、実施機関は、管理運營業務の実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払うことと定められており、同第22条第5項において、協定書に特段の定めがない限り、管理運營業務に係る費用が増加した場合、指定管理者が当該増加費用を負担するものとして定められている。

したがって、個々の管理運営費目、例えば光熱水費について、実施機関が独自に積算した額より多くの費用を要したとしても、その余剰分が別途支払われる訳では

なく、指定管理者は、他の費用を節減するなどして指定管理料の範囲に収まるよう運営するか、余剰分を自己負担するなどして運営することとなるのである。

そうすると、実施機関にとっては、当初に設定された指定管理料が妥当なものか否かを検証するにあたっては、指定管理者からの実績報告等により管理業務全体に要する費用を把握すれば十分であり、ことさら光熱水費に限って、明細書やメーターなどにより毎月確認を行う必要性があるとは認められないと考えられる。同第27条において、指定管理者に提出を義務付けている月次報告書等の中に、例えば光熱水費の使用明細書など、個々の管理費目ごとの詳細な支出額を示す書類が含まれていないのは、そのことを裏付けるものであるとも解される。

したがって、電気及び水道の使用量の確認を行うために平成20年6月1日に本件施設に赴いたのは、平成20年度の指定管理更新業務の参考とするためである、という実施機関の説明は、十分合理性を持つものとして是認できるところである。

また、それより以前について、電気及び水道の使用量の確認を行うために本件施設に赴いた事実はないとする実施機関の説明にも、格別不自然・不合理な点があるとは認められない。

- (2) 異議申立人は、実施機関から「毎月確認しに行っている」と聞いた旨主張するが、そのことを根拠付ける事実の証拠も提出されておらず、かかる主張が事実であるとは認めがたい。
- (3) 以上により、対象公文書が存在しないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断は、妥当なものと言わざるを得ない。

## 2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 1月15日	諮問

2月16日	実施機関からの理由説明書を受理
2月23日	異議申立人からの意見書を受理
8月25日	審議（第69回審査会）
9月17日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第70回審査会）
11月12日	審議（第72回審査会）